

令和8年4月〇〇日

保護者 様

豊橋市教育委員会

教育長 原田 憲一

豊橋市立小中学校における携帯電話の取り扱いについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、本市の教育行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市における児童生徒の携帯電話（スマートフォン等を含む）の学校への持ち込みについては、令和2年7月の文部科学省通知および本市方針に基づき、登下校時の安全確保等の観点から、各学校において一定の条件のもとで例外的な持ち込みを認めてまいりました。

前回の通知から5年が経過していることと、登下校時の安全確保の観点から、改めて本市における携帯電話の取り扱いを整理いたしました。

については、下記の事項をご理解いただき、ご家庭での適切な指導と連携をお願いいたします。

記

1. 持ち込みに関する基本方針

学校教育活動において、携帯電話は直接必要のないものであることから、学校への持ち込みは「原則禁止」とする方針を継続します。ただし、登下校時の防犯など、保護者が安全確保のため必要と判断される場合に限り、学校への届け出（申請）により、例外的に持ち込みを認めるものとします。

2. 例外的に持ち込みを認める条件

持ち込みを希望される場合は、各学校が提示する「取り扱いに関するルール」を遵守し、保護者が責任をもって管理・指導を行うことに合意いただく必要があります。

3. 情報モラル教育への取り組みと家庭での指導

携帯電話の所持は、SNS等を通じたトラブルや犯罪に巻き込まれるリスクを伴います。学校では、発達段階に応じた「情報モラル教育」を推進し、正しく安全に使いこなす力を養います。ご家庭においても、利用時間や閲覧制限（フィルタリング設定）、SNSの利用ルール等について、お子様と十分話し合い、適切な管理をお願いいたします。

4. 相談窓口

登下校の状況や家庭環境の変化等により、新たに持ち込みを検討される場合は、学校へご相談ください。

担当 豊橋市教育委員会学校教育課

電話 0532-51-2826

jw08shidou03(2026)